

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

施行状況評価取りまとめ報告書（骨子案）

目次

I	はじめに	2
1.	背景および評価の実施	2
2.	評価の体制	3
II	国内希少野生動植物種の指定及び保全に関する現状と課題	4
1.	国内希少野生動植物種の指定について	4
2.	保護増殖事業について	9
3.	生息地・生育地の保全について	12
4.	認定希少種保全動植物園等制度について	14
5.	希少野生動植物種の保全・流通双方に係る措置について	15
6.	指定及び保全に関する課題	15
III	希少野生動植物種の流通に関する現状と課題	16
1.	生体の登録における個体識別措置	16
2.	生体の登録における更新制度	18
3.	象牙の取引規制	19
4.	ペット流通種の取引規制	21
5.	交雑個体の取扱い	23
6.	種の保存法に基づく規制の監視について	25
IV	今後の方向性	26

I はじめに

1. 背景および評価の実施

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）は、平成 29 年の改正において、第二種国内希少野生動植物種制度や認定希少種保全動植物園等制度の創設、国際希少野生動植物種の登録制度の強化、特定国際種事業者の登録制度の創設等がなされた。同法附則第 10 条には、「政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」ことが規定されている。

このため、環境省が設置した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行状況評価会議（以下「施行状況評価会議」という。）」は、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて、同法の施行状況について検討・評価を行うとともに、それを踏まえて、改善すべき課題の整理を行った。

評価は、平成 29 年改定事項を中心に広く種の保存法の施行状況を対象に行うこととした。その際、論点が多岐にわたることから、国内希少野生動植物種の指定や保護増殖事業等の保全に係る「保全」と、希少野生動植物種の流通管理等に係る「流通」のテーマ毎に会議を開催し、我が国全体としての今後の絶滅危惧種の保全の推進に資するために専門的見地からの課題の整理を行った。

施行状況評価会議の開催状況は下記の通りである。

令和 6 年 3 月 21 日	合同会議	・ 会議の設置、 ・ 検討スケジュール等
10 月 18 日	流通	・ オンライン上の広告規制の運用について ・ 国際希少野生動植物種の個体等登録制度における個体識別措置について ・ 象牙全形牙の登録制度の運用について ・ 交雑個体の取扱いについて
11 月 12 日	保全	・ 国内希少野生動植物種の指定について ・ 生息地・生育地の保全について
12 月 18 日	流通	・ 国際希少野生動植物種の個体等登録制度について ・ 種の保存法に基づく流通規制について ・ 種の保存法に基づく規制の監視について
令和 7 年 1 月 31 日	保全	・ 保護増殖事業について ・ 認定動植物園について ・ 国内希少野生動植物種の流出について
2 月 26 日	合同会議	・ 希少野生動植物種の保全・流通に係る措置について ・ 報告書（骨子案）について

2. 評価の体制

施行状況評価会議は、下記の委員で構成された。なお、評価に当たり社団法人日本動物園水族館協会、社団法人日本植物園協会及び全国昆虫施設連絡協議会からアンケートへの協力を得た。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行状況評価会議」委員 (50音順、敬称略)

<保全関係>

石井 信夫	東京女子大学 名誉教授
石井 実	大阪府立大学 名誉教授
	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長
勢一 智子	西南学院大学法学部法律学科 教授
中村 太士	北海道大学 名誉教授
堀 秀正	公益社団法人日本動物園水族館協会生物多様性委員会保全戦略部長
森本 淳子	北海道大学大学院農学研究院 教授
遊川 知久	公益社団法人日本植物園協会植物多様性保全委員会 委員長
吉田 正人	筑波大学 名誉教授

<流通関係>

生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻 教授
石井 信夫	東京女子大学 名誉教授
金子 与止男	元 岩手県立大学総合政策学部 教授
寺田 佐恵子	玉川大学リベラルアーツ学部 講師
西野 亮子	WWF ジャパン 野生生物グループ長 TRAFFIC プログラムオフィサー
野田 英樹	帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科 准教授
三輪 恭嗣	日本獣医エキゾチック動物学会 会長 日本エキゾチック動物医療センター 院長

Ⅱ 国内希少野生動植物種の指定及び保全に関する現状と課題

1. 国内希少野生動植物種の指定について

(1) 指定の動向

- 直近2回の法改正において、それぞれ「2020年までの300種追加指定(2013年比)」、「2030年までの合計700種の指定」が国会附帯決議として求められたことも踏まえ、2014年以降指定種数が増加し、現在458種を国内希少野生動植物種に指定している。このうち、特定第一種国内希少野生動植物種は67種、特定第二種国内希少野生動植物種は40種をそれぞれ指定している。
- 他方で、希少種関連予算については過去の制度改正や指定種数の増加に比例して一定の増加があったが、近年は横ばい傾向であり、指定種数が増加する一方で指定後の必要な調査や保全事業を実施していく上での課題となっている状況にある。
- なお、選定及び解除について平成26年から国民からの提案募集を開始したところ(平成29年改正により法定化)、令和5年12月末までの間に合計68種の提案を受理し、うち30種を国内希少野生動植物種に指定した。

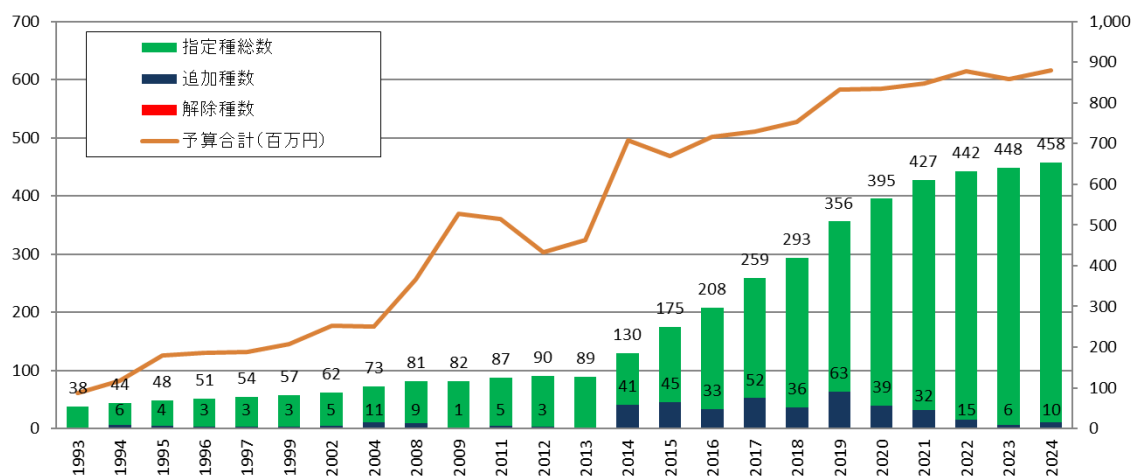


図1. 国内希少野生動植物種の指定状況

- レッドリストにおける「絶滅危惧種」に対する国内希少野生動植物種への指定率は、分類群によってばらつきがある。
- 絶滅危惧種数が比較的多いにも関わらず指定率が低い淡水魚類については、生息環境が河川や農業用水路であるなど産業や防災との調整が必要な環境であることや、一部の種については繁殖させた個体が観賞魚として流通している場合があることなどの状況を踏まえ、

令和3年度から淡水魚の今後の指定のあり方について有識者による検討会を開催し、特定第一種国内希少野生動植物種の適用も視野に課題の整理などを実施した。これを踏まえ、令和7年2月には、ゼニタナゴを動物として初めて特定第一種国内希少野生動植物種に指定した。

分類群ごとの絶滅危惧種における国内希少野生動植物種への指定状況

	指定率 (%)	指定種数	RL2020 絶滅危惧種数		指定率 (%)	指定種数	RL2020 絶滅危惧種数
哺乳類	44.1	15	34	甲殻類 (海域)	3.3	1	30
鳥類	45.9	45	98	維管束植物	11.5	205	1,790
爬虫類	29.7	11	37	蘚苔類	0	0	240
両生類	85.1	39	47	藻類	0	0	116
淡水魚類	5.9	10	169	地衣類	0	0	63
昆虫類	14.4	53	367	菌類	0	0	61
軟体動物 (貝類)	7.9	50	629				
その他無脊椎動物	8.7	7	65				

※注) レッドリスト2020公表以降に新種として記載された種で国内希少野生動植物種に指定されているものもある。この表ではレッドリストとの比較のため、指定種数からこうした種等を除外しているため、現行の指定種数とは整合しない分類群がある。

- 国内希少野生動植物種のうち、平成26年以前に指定した86種を対象に、指定後の状況を把握するため、レッドリストのカテゴリーの変化をとりまとめた。
- 評価の対象とした合計86種のうち、指定後にレッドリストカテゴリーが変化しなかった種は67種(77.9%)、カテゴリーが下がった種は11種(12.8%)、カテゴリーが上がった種は8種(9.3%)だった。
- カテゴリーが上がった8種のうち6種は、指定年に近い第2次レッドリスト(平成9年)から次の第3次レッドリスト(平成18年)のタイミングにカテゴリーが変化した。
- カテゴリーに変化のあった種は、小笠原諸島や南西諸島の固有種が多く、保護増殖事業計画が策定されている種が多かった。一般的に事業の効果検証には時間を要することから、引き続き事業単位での効果検証を継続しながら事業展開していく必要がある。

表 レッドリストカテゴリーの変化

分類群	UpList	Stay	DownList	all
哺乳類	1	3	1	5
鳥類	6	23	5	34
爬虫類	0	1	0	1
両生類	0	1	0	1
汽水・淡水魚類	0	4	0	4
昆虫類	0	15	0	15
貝類	0	0	0	0
その他無脊椎動物	0	0	0	0
維管束植物	1	20	5	26
甲殻類	0	0	0	0
合計	8(4)	67(36)	11(9)	86(49)
割合	9.3%(4.7%)	77.9%(41.9%)	12.8%(10.5%)	

※括弧内は保護増殖事業計画策定種数

- 前回改正で創設された特定第二種国内希少野生動植物種については、インターネット等での高額又は大量の販売が見られた小型サンショウウオ類や水生昆虫、二枚貝類などについて合計 40 種を指定（爬虫類 1 種、両生類 25 種、魚類 2 種、昆虫類 8 種、二枚貝類 3 種、甲殻類 1 種）。
- 令和 5 年度に特定第二種国内希少野生動植物種の保全活動の事例紹介や情報交換、ネットワークづくりを目的とした活動団体等による情報交換会を開催。
- タガメ、カワバタモロコ、止水性サンショウウオ類、カワシンジュガイ類について、これから保全活動に取り組もうとしている主体などを対象に、保全の方法や留意事項をとりまとめた「保全の手引き」や「保全事例集」を作成。

（２）関連法令における捕獲等の規制状況

- 希少野生動植物種保存基本方針において、「絶滅危惧種の保存施策の基本的考え方」として、「生物学的知見に基づき、また、種を取り巻く社会的状況を考慮した上で、絶滅危惧種の個体等の捕獲、譲渡し及び生息地等における行為を適切に規制する等の措置を講ずる。さらに、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、餌条件の改善、飼育・栽培下における繁殖等個体の繁殖の促進のための事業、生息・生育環境の維持・整備等の事業を推進する。」とし、これらの施策は「国民の理解及び協力並びに関係者との連携の下に、関連制度を活用しつつ、人と野生動植物の共存を図りながら推進する必要がある」としている。
- 特に野生生物の捕獲・採取については、種の保存法以外でも、自然環境の保全や野生生物の保護管理等に関する諸々の法令において規制されていることから、環境省レッドリスト 2020 及び海洋生物レッドリストにおける絶滅危惧種のうち 10 分類群を対象とし、令和 5 年現在における種の保存法及び関係法令（都道府県制定の希少種関係条例等を含む）における捕獲等規制の担保状況を取りまとめた。その結果、絶滅危惧種のうち 1,816 種が、関係法令により捕獲・採取が規制されていた。

表 絶滅危惧種に対する種の保存法及び関連制度に基づく捕獲等規制の割合

	絶滅危惧種数	種の保存法 指定数	関連法令 指定種数	種の保存法 指定割合(%)	関連法令 指定割合(%)
哺乳類	34 (25)	15 (15)	32 (23)	44.1% (60.0%)	94.1% (92.0%)
鳥類	98 (55)	45 (36)	97 (55)	45.9% (65.5%)	99.0% (100.0%)
爬虫類	37 (14)	11 (8)	22 (10)	29.7% (57.1%)	59.5% (71.4%)
両生類	47 (25)	40 (22)	44 (24)	85.1% (88.0%)	93.6% (96.0%)
淡水魚類	169 (125)	10 (10)	61 (45)	5.9% (8.0%)	36.1% (36.0%)
昆虫類	367 (182)	53 (40)	95 (65)	14.4% (22.0%)	25.9% (35.7%)
軟体動物（貝類）	629 (301)	50 (50)	113 (91)	7.9% (16.6%)	18.0% (30.2%)
その他無脊椎動物	69 (25)	6 (5)	18 (6)	8.7% (20.0%)	26.1% (24.0%)
甲殻類（海域）	30 (19)	1 (1)	2 (2)	3.3% (5.3%)	6.7% (10.5%)
維管束植物	1790 (1049)	205 (200)	1332 (742)	11.5% (19.1%)	74.4% (70.7%)
合計	3270 (1820)	436 (387)	1816 (1063)	13.3% (21.3%)	55.5% (58.4%)

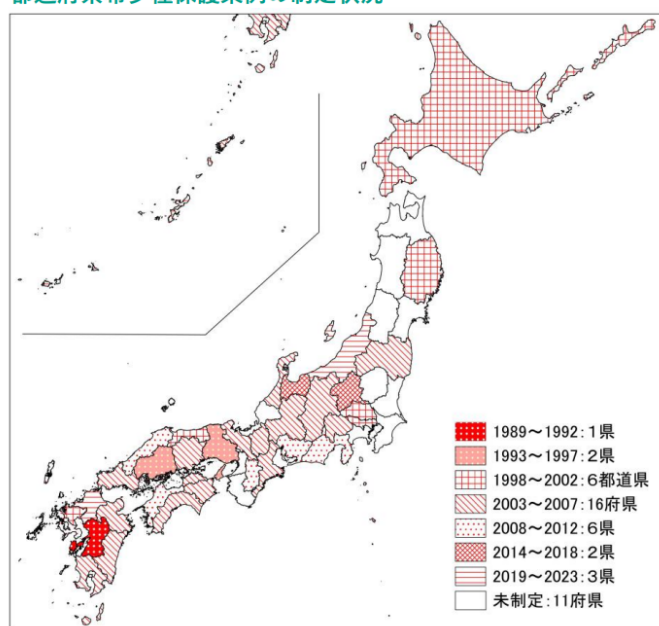
※関連制度は、鳥獣保護法、文化財保護法・条例、希少種保護条例、国立・国定公園（指定動植物）、自然環境保全地域。

※括弧内の数字は絶滅危惧Ⅰ類の種数および割合。

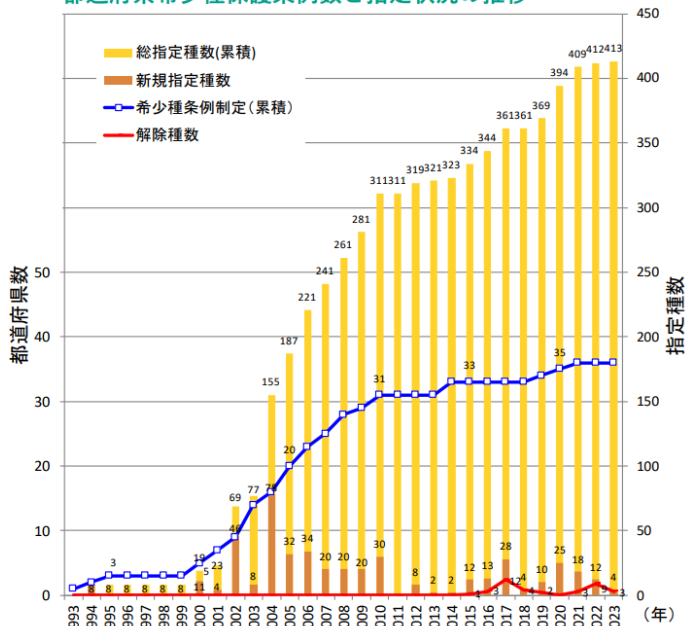
※レッドリスト 2020 公表以降に新種として記載された種で国内希少野生動植物種に指定されているものもある。この表ではレッドリストとの比較のため、指定種数からこうした種等を除外しているため、現行の指定種数とは整合しない分類群がある。

- 環境省レッドリスト 2020 の絶滅危惧種を対象とし、種の保存法が制定された平成 5 年から令和 5 年までに都道府県で制定された希少種保全条例数及び同条例の指定状況を取りまとめた。
- 平成 12 年（2000 年）頃から条例制定数・指定種数ともに増加が見られ、令和 5 年（2023 年）現在、36 都道府県で希少種保全条例が制定されており、合計で 413 種※の絶滅危惧種が指定されている。
- 国内希少野生動植物種（458 種）と合わせると、合計 871 種※が指定されている状況。

都道府県希少種保護条例の制定状況



都道府県希少種保護条例数と指定状況の推移



※複数の都道府県に分布している種については、一部の都道府県で指定されていても 1 種としてカウントしている。また、国内希少野生動植物種に指定されている種、環境省レッドリスト 2020 に掲載されていない種、市町村条例指定種は本集計の対象外とした。

（３）抽出された課題について

①分類群又は種の特性による保全のあり方

捕獲・採取の規制のカバー率が低い淡水魚類、昆虫類、軟体動物類、その他無脊椎動物では、捕獲圧が大きな減少要因である場合以外には、捕獲や流通の規制が有効な政策とは限らず、むしろ種の状況によっては、規制が生息地の順応的な保全や保全に必要不可欠な学術研究に対して制約になる可能性も考えられる。

⇒ 種の保存法に基づく指定は種の存続の困難さと捕獲・採取規制等の施策効果を踏まえて取組む一方、種の特性によっては法規制の枠に留まらず生息・生育地での保全の取組の後押しが必要。

⇒ 種指定にかかる目標設定については、必ずしも数値目標にこだわることなく、保護の必要性や緊急性の評価と、科学的妥当性と実行可能性の観点から検討することが重要。
またそのためには、指定種の指定後の状況も含めて、絶滅危惧種の生息・生育状況や保全の状況を継続的に把握する事が必要。また、このためのモニタリングも重要。

②特定第二種国内希少野生動植物種の指定

特定第二種については捕獲・採取規制に留まらず当該種が生息・生育可能な生態系の維持活動が重要だが、現状は十分な状況ではない。

- ⇒ 活動の幅を広げるためには多様な主体が活動に参加することが不可欠であり、こうした主体の参加を促すための施策が重要となる。例えば、効果的な保全手法の調査・研究に関する技術的な支援と、こうした情報の共有等を進めるための保全の手引きの作成等。
- ⇒ また、淡水魚類や淡水貝類の保全については、国土交通省や農林水産省、地方自治体などとの協力が不可欠である。

③指定区分の見直し

特定第二種が制度化される以前に指定された国内希少野生動植物種の中には、本来、里地里山といった二次的自然環境に生息し、保全の観点からは捕獲・採取規制とともに生息環境の維持が重要と考えられる特定第二種での指定が適当である種も存在する可能性がある。

- ⇒ 国内希少種の適切な保全のためには、今後、種の状況に応じた指定区分の見直しも必要であり、分類群ごとに指定区分変更の可能性を検討する必要がある。

④条例及びそれらに基づく施策との連携

絶滅危惧種の保全を目的としている都道府県の条例及びその指定種は増加傾向にあるが、一方で、11 府県は条例を有していない。条例に基づく制度設計は各自治体によって異なり、条例に基づく指定種の考え方にも多様である。また、指定種の生息状況や保全の内容を共有する枠組みもないため、種指定の重複などにより返って既存の保全活動が円滑にやりにくくなるリスクもある。

- ⇒ 効果的・効率的な保全のための国・地方自治体の連携体制を構築し、環境省レッドリストにおけるカテゴリー評価方法等の絶滅危惧種の保全に有益な情報の共有、各々の制度による対象種の保全上の効果に関する評価、それらを踏まえた対策検討及び連携を推進することが必要。
- ⇒ 条例に基づく施策においても、捕獲・採取の規制に留まらずきめ細やかな保全の取組が行える枠組みが形成されることが望ましい。また、一層の効率的・効果的な保全のため中長期的には、地域の特性も踏まえ、種の保存法と関連する条例との戦略的な役割分担も検討すべき。

⑤関連制度の理解促進について

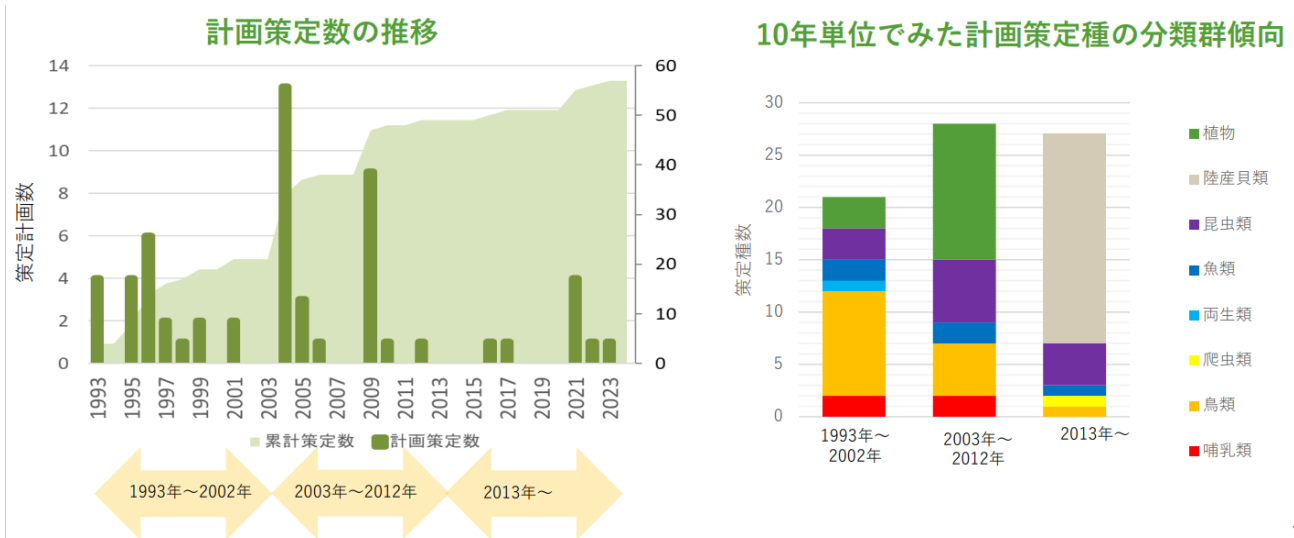
野生生物の保全に係る法制度は、種の保存法に限らず指定種やそれぞれの規制の範囲などの情報が膨大かつ複雑で、関係者が取り扱う種に関する規制内容等の情報を正確に把握する事が難しい状況にある。善意による保全の取組においても指定種の増加や指定区分の多様化の情報が追いつかず法に基づく手続きが遅延するリスクが高まっている。また、指定種が生息している可能性を理由に、学術研究におけるフィールド調査が地権者から断られる事例も発生している。

⇒ 制度や指定種に関しての理解促進のため、わかりやすい説明資料や説明会等による普及啓発が重要。

2. 保護増殖事業について

(1) 保護増殖事業計画の策定状況

- 国内希少野生動植物種 458 種のうち、保護増殖事業計画は 76 種を対象に策定（計画数は 57）。計画策定種数は国内希少野生動植物種全体の 17%。計画策定種数は分類群によって大きく異なる。
- 計画策定種の多くが絶滅危惧 IA 類（CR）もしくは I 類（CR+EN）。鳥類や維管束植物では絶滅危惧 II 類の計画策定種も含まれる。
- 10 年単位で計画策定種の分類群の傾向をみた場合、初期 10 年は鳥類で計画策定が多い。
- 計画策定数は 2003 年からの 10 年が最も多く、この時期、小笠原の維管束植物や昆虫類など、世界自然遺産地域（策定当時は候補地含む）の種で計画策定が進む。
- 2013 年以降、陸産貝類、昆虫類以外の分類群では、計画策定がそれぞれ 1 件以下となっている。



(2) 保護増殖事業の実施状況

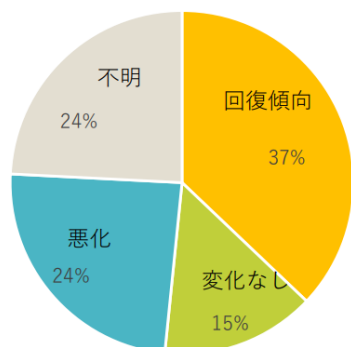
- 基本方針において、「保護増殖事業は、国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。」としている。
- 令和元年度の「保護増殖事業のあり方について」（以下「あり方」という）において保護増殖事業の実施状況のレビューのために示された数値項目の一部について、その後の状況等を把握するため、「あり方」公表時点（令和2年3月）と現時点（令和7年1月）の比較を行った。各項目の情報は、地方環境事務所等からの報告に基づき、集計・算出した。

表 前回レビュー時点（令和2年3月）と現時点（令和7年1月）の比較

項目	令和2年3月時点		令和7年1月時点		備考
計画策定種数/計画数/事業数	64種/51計画/57事業		76種/57計画/63事業		同一の対象種であっても、対象地域が異なる場合には別事業として計上。陸産貝類は1事業とした。
個体数等が増加傾向にある種の事業数	17	30% 	23	37%	
実施計画、ロードマップ等を策定している事業数	36	63% 	51	81%	他機関策定の計画含む
事業終了を見据えた具体的な目標を設定（または今後、設定を予定）している種	8	14% 	16	25%	生物多様性国家戦略2023-2030の数値目標
自治体と連携している事業	48	84% 	62	98%	自治体連携は会議参加含む
民間と連携している事業	53	93% 	62	98%	
保護増殖検討会等を開催しているもの	50	88% 	60	95%	
会議自体を公開にしているもの	16	28% 	16	25%	
会議資料をHPで公表しているもの	4	7% 	9	14%	
生息域外保全（飼育・栽培下での繁殖による増殖と個体群維持）を実施しているもの	39	68% 	46	73%	
確認・認定を受けて保護増殖事業を実施する団体数	14種29団体		18種34団体		

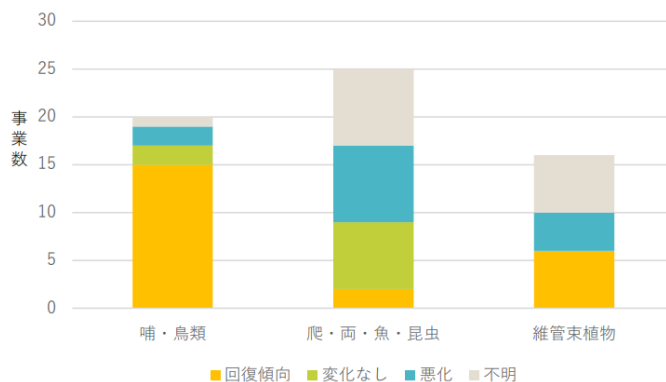
- 実施の効果を評価するため、地方環境事務所から計画策定種の生息・生育状況の動向の報告を得たところ、23種で回復傾向（回復もしくは一部回復）にあった。特に鳥類で回復傾向にある種が多かった。
- 一方、生息地等が限定的な昆虫類、魚類などで生息状況が悪化している種が多かった。
- 「変化なし」の場合も、様々な取組により悪化を免れ、維持されている可能性がある。
- 回復傾向にある種について、保護増殖事業以前に外来種防除等の減少要因を除外する事業が効果に繋がっている事案も多いことは認識しておく必要がある。対象種を増やすためには、減少要因の除去に繋がる施策との連携が重要である。

計画策定後の生息・生育状況の動向



※イヌワシ、小笠原陸産貝類は各1事業とし、計62事業の内訳とした

分類群ごとの計画策定後の生息・生育状況



- 自治体と連携している事業（保護増殖検討会等への参加を含む）は全 63 事業のうち 62 事業、民間と連携している事業は 62 事業あり、環境省単独で実施している事業はなかった。
- 計画策定種 18 種を対象としたのべ 45 団体（種の重複を除くと 34 団体）が種の保存法に基づく確認・認定を受けて保護増殖事業を実施している。多くが自治体や自治体運営の動物園等であるが、民間団体として大学、研究機関、保全団体、協議会なども含まれる。
- 生物多様性保全推進支援事業のうち国内希少野生動植物種を対象とした支援メニューについて、計画策定種 20 種を対象に計 14 件が採択されており、保護増殖事業と連携した取組もみられる。
- 生息域外保全の実施にあたり、計画策定種の 6 割を超える種において環境省以外からの資源投入があった。

（３）抽出された課題について

①保護増殖事業計画のあり方

保護増殖事業計画は、事業内容を具体的に示す事業計画の側面と、多様な主体が事業を実施する際の基本的な方針を示す計画という側面があり、また国以外の主体が確認・認定を受けて事業を実施する際には、当該計画に適合していることが求められる。

国以外の主体による国内希少野生動植物種の保全の取組事例もある中、保護増殖事業計画が策定されていない場合は、確認・認定を受けることができず規制の適用除外も該当しないことから、活動を行う上での手続きの負担もある。

⇒ 保全の取組を必要とする種への速やかな対応や国以外の主体による事業実施をより促進するため、保護増殖事業計画のあり方とともに保全に関する事業実施に必要な手続きの簡素化についても検討する必要がある。また、全ての種を国主導で個別に保護することは難しいため、国の基本方針等においてより具体的な優先順位を付けて戦略的な事業実施のあり方を示すことが重要である。

- ⇒ 同時に、多様な主体が保全に参画することを念頭に、保全の取組に伴って生じうる様々なリスク（例えば、飼育下繁殖個体を用いた野生復帰の取組における遺伝的攪乱や病原菌等の持ち込みのリスク）の管理についても検討する必要がある。

②保護増殖事業の実施について

最終的には本来の生息地又は生育地における当該種の安定的な存続が確保され、捕獲圧等の問題が無い限り種の指定の解除がなされることが望ましいが、個体数の回復には、規制だけではなく、保護増殖の取組、特に生息域内の保全の取組が重要となる。

また、計画策定の有無に関わらず、野生下での危機的状況から、生息域外保全を必要とする種は増えており、生息域外保全の取組においては、飼育・栽培・繁殖等を担う動植物園等における空間的・資金的・人的キャパシティが不足し始めている状況にある。

- ⇒ 保護増殖の取組には、種の特性や減少要因、生息・生育状況のトレンド等のより具体的な情報の収集と、個体数の回復が見込まれ、且つ実行性のある適切な対策が関係者間で認識されることが重要。また、事業の完了を判断するための客観的な基準を予め設定することが重要。
- ⇒ 生息域外保全については、認定希少種保全動植物園等制度なども活用し、生息域外保全に参画する動植物園等の拡大を図るため引き続き連携を進めるとともに、生殖細胞保存やその活用に向けた技術開発も並行して進める必要がある。

3. 生息地・生育地の保全について

（１）生息地等保護区の指定状況

- 特に里地里山の環境における生息地・生育地の保全を促進するため、平成 29 年の法改正に合わせて、希少野生動植物種保全基本方針を改定し、規制が緩やかな監視区域のみの生息地保護区や複数種を対象とした生息地等保護区、具体的な種名を明かさない生息地等保護区の指定ができることとした。
- 制度改正後、令和 3 年 7 月にアーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区を新規指定したが、生息地等保護区全体としては 10 カ所に留まり、改正事項の活用もなかった。

（２）自然共生サイトにおける特定第二種国内希少野生動植物種の保全状況

- 生物多様性条約の昆明・モントリオール目標の採択を受け、環境省では OECM の推進のため、令和 4 年度から民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」に認定している。
- 令和 6 年度前期までに、全国の自然共生サイトのうち「基準 3 ア(3) 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場としての価値」を有すると認定されたサイト

の総数は 145 カ所。

- そのうち、モニタリング調査等により特定第二種国内希少野生動植物種の分布が確認されているサイト数は少なくとも 29 カ所あり、種数としては計 11 種が確認されている（両生類 6 種、淡水魚類 1 種、水生昆虫類 3 種、甲殻類 1 種）。
- これらの多くのサイトで特定第二種国内希少野生動植物種の保全に資する取組がなされており、10 カ所については生息・生育する特定第二種国内希少野生動植物種に特化した保全活動が取り組まれている。
- 自然共生サイトの取組は、里地里山など二次的自然に生息・生育する希少種の保全を主目的として設けられた特定第二種国内希少野生動植物種制度との親和性が高く、実際に多くのサイトでこれらの種の生息・生育地が保全されているといえる。

（３）抽出された課題について

①生息地・生育地の保全活動の促進

生息地等保護区の指定が進んでいない。法規制によって確実に保護すべき対象については、引き続き保護区の指定に努める必要がある。

移動性が低いなど、生息地等の生息環境の継続的な維持または再生が必要とされる絶滅危惧種に関しては、二次的自然など人の利用により維持されてきた場所も多く、高齢化や人口減少、産業構造の変化などにより、生息環境の維持が難しくなっており、生息状況の回復が難しいものがみられる。管理活動及びそれに携わる人材確保のため、規制に加えて民間の保全活動への参加を促すインセンティブの提示が重要となる。

- ⇒ 昆虫など分類群によっては、特定の二次的な自然環境に複数の絶滅危惧種が存在していることが多く、こうした種では生息地保護を重視する視点、同じ環境に分布する複数種を生息地単位で保護する保全策にシフトする必要がある。
- ⇒ 自然共生サイトの制度が、二次的な自然環境における絶滅危惧種の保全の取組と親和性が高いことから、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保全との積極的な連携を図るべき。具体的には、絶滅危惧種が多く生息・生育する地域や潜在的な生息・生育適地を把握した上で、自然共生サイトとしての設定を促すような施策を講じることが重要。また、自然共生サイトは今後、生物多様性増進活動促進法に基づき、活動認定のスキームに移行することから、保護増殖事業との親和性も高まると考えられ、どのように分担もしくは連携するかも今後検討していくべき。
- ⇒ 生息環境の維持・改善のための人手確保や民間資金の受け皿となるような保全プラットフォーム（マッチングの場）など、今まで希少種保全に関わりの少なかった企業等の参画につながる仕組みも検討が必要。
- ⇒ 自然共生サイトでは、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）への対応を見据え、30by30 に係る経済的インセンティブ形成の施策設計を進めているところであり、特定第二種及びその生息地・生育地の保全においてもこれらの施策との積極的な施策連携も検討が必要。

4. 認定希少種保全動植物園等制度について

(1) 認定希少種保全動植物園等制度の状況

- 認定希少種保全動植物園等制度は、希少種の保護増殖という点で、適切な施設及び能力を有する動植物園等を認定するものであり、計画の策定を通じて積極的な連携を図るとともに、譲渡し等の規制緩和等を通じて、生息域外保全を更に推進するため平成 29 年度の法改正で創設された。令和 7 年 1 月末時点で計 22 施設を認定し、うち 5 施設は更新認定済み。認定施設では、計 77 種の国内希少野生動植物種が飼育・栽培されている。
- 本評価では、関連 4 団体に加盟し、国内で動植物を飼育・栽培している 300 施設を対象に、種の保存法における国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種の飼育・栽培状況、認定動植物園制度の活用状況、生息域外保全等の実施状況の実態把握のためアンケート調査を令和 6 年度に行った。回答数は 137 件、回答率は約 46%。
- アンケート結果から、今回回答のあった施設の約 7 割で国内希少種を保有しており、そのうち約 9 割で保全取組が実施されていることが明らかとなった一方、認定審査中・新たに申請予定の施設は 25 施設に留まった。本制度について、約 4 割の施設が「詳しくは解らない」又は「よく解らない」と回答。
- 回答施設のうち、約 65%の施設が「認定希少種動植物園等への申請予定がない」としており、その理由は、「認定要件を満たしていない」「申請手続きを行う体制的な余力がない」「申請手続きの労力よりも認定のメリットが小さい」の順で多かった。
- アンケートで多くの認定施設が手続きに過重の負担があると回答しており、その理由として「認定までに時間がかかること」が最も多く、次いで「対象個体全てについて取得経緯等の確認が求められること」を挙げている。また、認定に向けた審査中及び申請予定の施設のうち、認定手続きに過重の負担を感じている施設が約 8 割であり、その理由として、「取り扱う希少種全てに飼養等の計画が求められること」や「全個体に取得経緯等の確認が求められること」の順で挙げられている。
- 認定施設の申請理由について、認定施設及び審査中・申請予定施設のいずれについても「譲り渡し等の手続き緩和」が最多であった。また、申請予定等の施設の多くが、認定を受けようと考えた理由として「種の保存への貢献など施設の公的な役割を対外的に示すことができると考えたため」を挙げている。

(2) 抽出された課題について

- 本制度への関心や理解は十分とは言えず、またアンケートの自由記述で説明会を希望する意見もあったことから、本制度に関する動植物園等への継続的な周知等に取り組む必要がある。
- デジタル化も含め、より手続きの内容の簡素化と時間短縮のための改善を図っていく必要がある。

- 特に、本制度では、動植物園等が保有する国内・国際希少種の全種について、個体の飼養等及び譲渡し等の目的や個体の飼養等及び譲渡し等に関する計画、個体の取得経緯等（適法取得）を審査することとなっているが、繁殖や展示等が想定されない個体（違法売買等の摘発によって引受けた個体等）を保有する施設も一定数あるほか、所属組織の文書管理規定により過去の書類が保存されていないケースもあり、そうした様々な状況に対して適切に審査・対処できるよう、考え方の整理や手続きの改善に取り組む必要がある。
- また、天然記念物でもある場合、文化財保護法に基づく現状変更の許可が必要であるため、手続きの効率化に当たっては、文化庁との連携も重要である。
- 認定のメリットの一つとして、公的な役割を対外的に示す観点があることから、認定済みの施設において、保全取組が一層活発になり、社会的評価の向上や利益につながるといった流れをつくることで、認定の拡大にもつながると考えられる。地方自治体が設置する施設において、母体となる自治体にこれらの活動が適切に評価されることも重要である。例えば、表彰制度の導入なども社会的評価の向上の取組として考えられる。

5. 希少野生動植物種の保全・流通双方に係る措置について

（今回の議題）

6. 指定及び保全に関する課題

（1）国内希少野生動植物種の放出等に関する課題

- 淡水魚類を中心に、学会等から国内外来種問題についての懸念が多く提言されている。国内希少野生動植物種の保全の観点からは、当該種の放出等の悪影響について科学的に明らかでない点も多いこと、分類群によっても状況が異なると考えられること等から、引き続き研究の進展を注視しつつ、学会等とも連携し、制度のあり方を含めた対策について議論を継続する必要がある。
- 放出等の行為を抑止する普及啓発策は引き続き有効であり、関連業界等とも連携し拡大していくことが重要である。
- 遺伝的攪乱の影響は懸念される一方、海外では気候変動適応策として、人為的に野生生物の分布域の変化をうながす Assisted Migration の取組が実験的に行われている。環境が変化している状況を踏まえ、絶滅危惧種の保全にとって特に何が脅威となるのかを検討し、野生復帰のあり方について議論を深めていくことも重要である。

Ⅲ 希少野生動植物種の流通に関する現状と課題

1. 生体の登録における個体識別措置

(1) 平成 29 年法改正で導入された措置・手続き

- 平成 29 年の法改正により、流通管理のために「必要」であって個体識別措置が技術的に「可能」かつその実効性が確保される「実務上可能かつ必要な種」(※) について、マイクロチップ(定められた部位)又は脚環(金属製、容易に取り外すことができないもの(原則としてクロードリング))、文字・数字・これらの組合せからなる 3 桁以上の刻印)による個体識別措置の義務付けを措置した。

※「個体等を識別するために特に措置を講じることが必要な国際希少野生動植物種(種の保存法第 20 条第 2 項第 4 号)」として、一部の種を除き、哺乳綱、鳥綱、爬虫綱、オオサンショウウオ属の生体を挙げている。

(2) 個体識別措置の対象についての現状と抽出された課題

- 個体識別措置の対象である国際希少野生動植物種の個体については、登録票の対応関係の徹底を図ることができている。
- 科学文献等から得られた野生下個体のサイズを踏まえ個体識別措置の対象とされているものの、国内の飼育下繁殖個体のサイズはそれより小さく、必ずしも個体識別措置の対象として適切ではない種もある。
- また、現行手法による個体識別措置が技術的に「困難」と判断した種であっても、流通管理のために「必要性が比較的高い」種もある。流通管理のために「必要性が比較的高い種」としては、ア) 原産国で密猟・密輸等による生息への影響が生じている種や、イ) 違法な輸出入・国内取引が比較的多く確認されている種等が考えられる。

⇒ 国内の飼育下繁殖個体のサイズや違法取引の実態を把握した上で個体識別措置の対象を必要に応じて見直すとともに、客観的・科学的に、流通管理のために「必要性が高い」ことが確認された種については、少なくとも個体識別に資する情報(例えば、定期的な特性詳記や写真撮影等による継続的な記録(台帳))を求めること等)の提出を求めることを検討することが考えられる。

- 日本では、犬猫以外のエキゾチックアニマルへのマイクロチップ挿入技術や生態・生息域別の種の特長（例：水棲のカメ類のうち温帯域に生息する種は施術部からの細菌感染に特に配慮が必要など）が十分に認知されていないといった指摘や、マイクロチップの体腔内移動による個体への影響や容易な脱落等も指摘されている。

⇒ 技術的課題を把握するとともに、技術マニュアルの作成や技術に関する周知啓発の検討が必要である。（例：環境省発行「特定外来生物・特定(危険)動物へのマイクロチップ埋込み技術マニュアル」）

2. 生体の登録における更新制度

（1）平成 29 年法改正で導入された措置・手続き

- 平成 29 年法改正で、国際希少野生動植物種の個体等登録における更新等の手続きを創設した（第 20 条の 2）。平成 30 年 6 月 1 日以降に交付された生体に対する登録票には、登録の有効期間の満了日や、更新制度とともに義務化された個体識別措置の手法等が記載されている。
- 併せて、販売・頒布を目的とした広告等には、登録記号番号のみでなく、登録年月日と生体に限り登録の有効期間満了の日も表示することを義務付けた。

（2）更新制度に係る現状と抽出された課題

- 更新制度の導入により、登録票の悪用や違法に入手した未返納登録票の別個体への不正流用等は困難になっており、さらに登録を受けた個体に関する情報を定期的に確認する機会に繋がっていると考えられる
- 他方、更新に伴い、個体と登録票の対応関係に疑義が生じる事例が確認されている。例えば、譲受け等から 30 日以内の実施が義務づけられている届出が提出されていない事例や、匿名性の高い取引により譲渡者の適正な情報が記載されていない届出が確認されている。

⇒ 登録個体の占有又は取引状況を適正に把握できるよう、届出手続き全般や、さらには譲渡者から譲受者への必要な情報（譲渡者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名））の伝達が求められることについて周知啓発の強化を図る必要がある。さらにこのような周知啓発を強化しても改善が認められない場合は、譲渡者に対する手続きを義務づける必要性を検討することも考えられる。

3. 象牙の取引規制

(1) 象牙の取引規制

- 生牙、磨牙、彫牙など、全形を保持した象牙（全形牙）は、種の保存法で譲渡し等（売買等）が原則禁止されているが、ワシントン条約で商業取引が規制される前に取得されたもの等については、同法に基づく登録を受けることで、登録番号、登録年月日を示した上での広告や登録票を伴った譲渡し等が可能となる。
- 平成 29 年の法改正により、象牙を取り扱う事業者は特別国際種事業者として、届出ではなく登録が必要となった。さらに、事業者登録に加え、所有する全ての全形牙の登録も受ける必要がある。
- 令和元（2019）年 7 月 1 日より、象牙管理の更なる強化のため全形牙の登録審査をより厳格にした運用を開始した。具体的には、規制適用日（アジアゾウは 1980 年 11 月 4 日、アフリカゾウは 1990 年 1 月 18 日）以前に適法に所有したという自己申告の裏付け証明について、「第三者の証言」のみでの登録を認めず、「第三者の証言を裏付ける補強」として、全形牙の放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の客観的に証明できる書類の提出を求めている。

(2) 象牙の取引規制に係る現状と抽出された課題

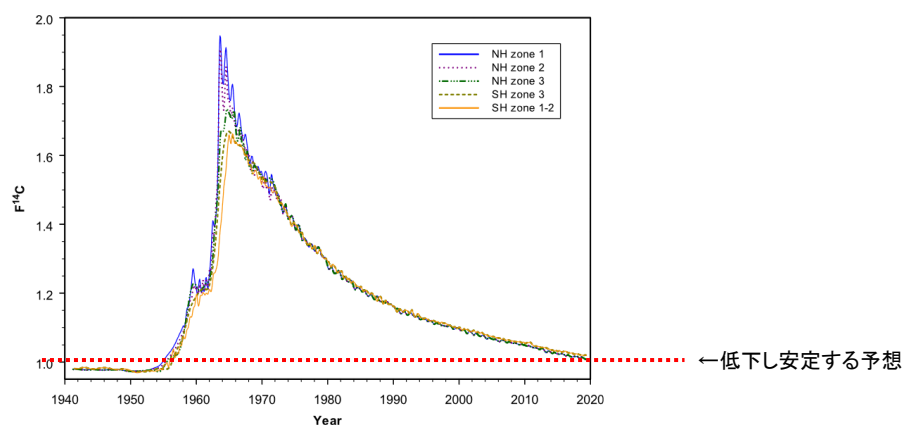
- 2023 年 12 月末時点の全形牙の登録本数は約 16,680 本であり、このうち 307 本については放射性炭素年代測定結果が提出されている。登録審査を厳格化した 2019 年前後の全形牙の年間登録及び返納本数は、下表の通りである。

	登録本数	返納本数
平成 27（2015）年	2,157（8）	781（11）
平成 28（2016）年	1,687（11）	1,295（9）
平成 29（2017）年	1,414（30）	1,199（0）
平成 30（2018）年	2,616（32）	1,425（6）
平成 31・令和元（2019）年	2,291（31）	891（3）
令和 2（2020）年	68（2）	248（3）
令和 3（2021）年	78（0）	168（1）
令和 4（2022）年	71（0）	181（0）
令和 5（2023）年	93（0）	65（0）

(注) 括弧内はアジアゾウの内数を示す

- 約 5 年間の間に登録された全形牙の年代測定結果等から、放射性炭素年代測定法は、規制適用日前に所有していたことの客観的な証明を補完することが確認された。

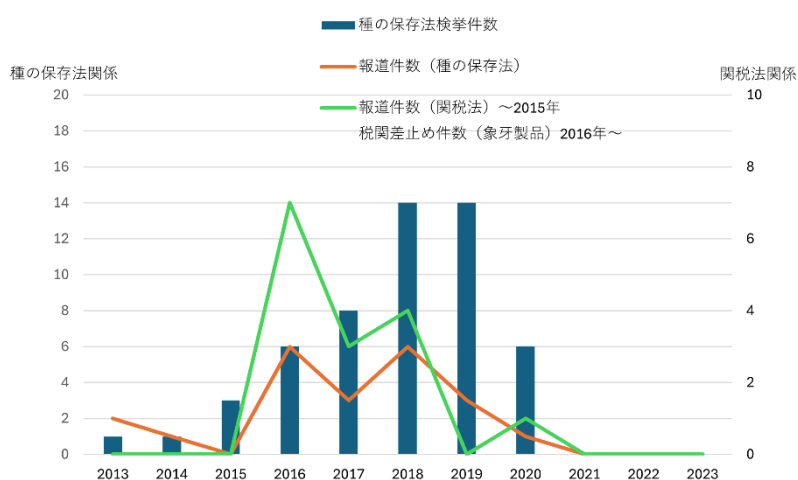
- 他方、測定分析事業者及び有識者へのヒアリングにより、大気中の放射性炭素濃度の継続的な低下に伴い、今後、70年代以前のものか2020年代以降に採取されたものかの判断が困難になるとおそれが示唆されたことから、測定分析事業者等と技術的な観点からの情報共有や意見交換を継続することが重要である。



図：放射性炭素濃度の変化

HUA, Quan, et al. (2022) Atmospheric radiocarbon for the period 1950-2019. *Radiocarbon*, 64.4: 723-745.より引用一部改変

- 登録票の返納数の変動や2020年以降の登録本数の激減が、国内における象牙の取引実態や在庫の把握にどのような影響を及ぼし、種の保存（ゾウの保全）に寄与しているか、慎重に分析すべきといった意見が施行状況評価会議委員から挙げられている。
- ⇒ 密輸や違法取引の取り締まり状況等を注視しながら、その撲滅に向けて、経済産業省をはじめ関係省庁と連携し、象牙の国内取引規制の更なる適正化に向けて課題を明確にすべく流通実態の分析を行い、分析結果に応じて適切な措置を講じる。また、適正な象牙取引の推進に関する官民協議会等を通じてステークホルダーとの対話を行い、ワシントン条約第20回締約国会議（COP20）に向けた準備を進めていく。



図：日本における象牙・象牙製品の摘発件数

(参考) 日本に関する象牙・象牙製品の摘発状況

ETIS (Elephant Trade Information System: ゾウ取引情報システム、
<https://etisonline.org/>) にて報告される情報を参照する。

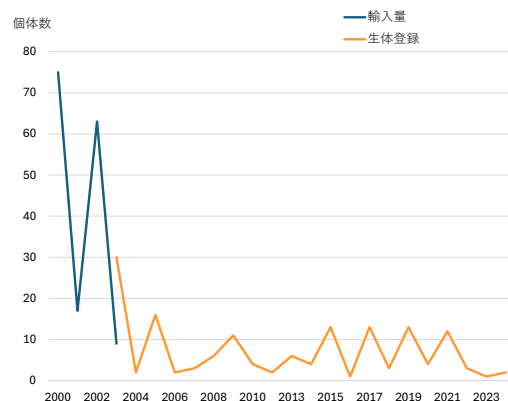
4. ペット流通種の取引規制

(1) ペット流通種に係る規制

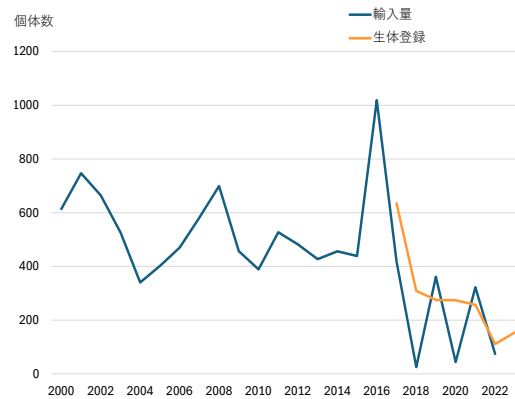
- ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種には、愛玩目的による取引のための過度な利用が要因で絶滅の危険性が高まった（未だ高い）種も少なくなく、その中には、1990年代以降のエキゾチックアニマルブーム等により、我が国において既に一定程度流通していた種も含まれる。我が国においては、これらの種が附属書Ⅰに掲載されて以降、種の保存法に基づき国内取引（譲渡し等）を原則禁止している。
- 規制前から入手していた個体の所持は禁止していないが、現行では、飼養者（占有者）がやむを得ない事情で一時的に預ける行為（ペットホテル等の動物取扱業の登録を受けた事業者も含む）は譲渡し等の規制対象に該当する。
- これらの種の譲渡し等の規制に関しては、学術研究等の目的で環境大臣の許可を受ける場合の他、大学における学術研究や獣医師の業務等のいくつかの適用除外規定がある。
- また、ア) 種の保存法の規制適用前に国内で取得した個体等、イ) 関税法の許可を受けて輸入された個体等、ウ) 国内で繁殖された個体等、の要件のいずれかに該当し、法に基づく個体等登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等である場合は、商業目的も含め譲渡し等が認められている。

(2) ペット流通種の取引規制に係る現状と抽出された課題

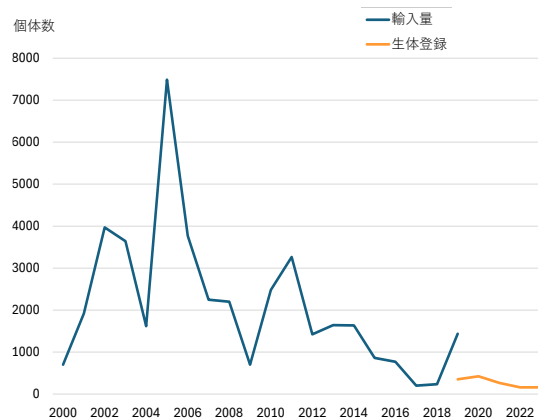
- ワシントン条約附属書Ⅰの掲載時期に我が国において既に愛玩目的として一定程度流通していた長寿命の種のうち、一部の種について、2000年以降の輸入状況と種の保存法に基づく個体等（生体）登録状況（国内の流通概況）に乖離があることが確認された（下図のとおり）。



キエリボウシインコ（規制開始：2003年。CITES登録繁殖施設あり）



ヨウム（規制開始：2017 年。CITES 登録繁殖施設あり）



インドホシガメ（規制開始：2019 年。CITES 登録繁殖施設なし）

- 近年、飼養者の高齢化や逝去、入院等による不在期間中に一時的に他者に預けなければならないといったやむを得ない事由に加え、とりわけ長寿命のペット流通種において、ア) 未登録個体であって登録要件を満たせない場合や、イ) 引き受け先が見つからない場合の対応に関して、飼養者本人やその親族、行政機関等からの問い合わせが相次いでいる。
- ア) については、規制前から所持し終生飼養を予定していた者は、種の保存法に基づく国際希少野生動植物種に指定されたことを知らない又は登録を受ける必要がないことから、登録を受けていない場合も少なくなく、また、登録しようとしても、かなり前に入手したため個体の由来を証する書類等が残されていない場合や、飼養者が疾病等を患い個体の由来を証することが困難な場合には登録要件を満たせず、新たな個人の飼養者へ譲渡しできなくなることが生じている。

⇒ とりわけ長寿命の種について、終生飼養を予定している者にも（所有権の移転をするつもりがなくても）、将来飼育継続が困難となる事態に備え、登録を受ける・更新をすることを推奨するなどの愛玩目的の飼養者に対する周知啓発の徹底や、やむを得ない事情による一時的な占有移転に対する規制のあり方を検討することが考えられる。

- イ) については、未登録の個体であっても、学術研究又は繁殖、教育等の種の保存に資

する目的である場合は、同法に基づく許可を受けることで、目的を達成できることが明確な学術研究施設や動物園・水族館等への譲渡し等が可能となるものの、高齢や人慣れ等の事情があるペット個体の飼育技術不足や、人材、予算、収容可能施設の不足等から、学術研究施設や動物園・水族館等においては、急な個体受け入れや継続的な引受けは困難となっている。

⇒ やむを得ない事情（飼養者の疾病、死亡等）により飼育が継続できなくなった場合や、動物園等による引受けが困難な押収個体である場合等に限り、一定程度の要件を満たす者（個人を含む）への譲渡し等を許可するなど、法に基づく許可審査の柔軟化を検討する必要がある。

5. 交雑個体の取扱い

（１）ワシントン条約及び種の保存法における交雑個体等の位置づけ

- ワシントン条約の決議 10.17 (CoP14 改正) (Animal hybrids (本項では「雑種」という。)) では、附属書掲載種の雑種の取引が附属書Ⅰ及びⅡ掲載種の取引の規制を支援するため、一定の条件下での交雑個体を国際取引の規制対象として規制している。
- 交雑個体の流通事例としては以下のようなものがある

オウム目	➤ 多くの種は世界で広く愛玩目的で飼育されており、希少性を付加価値とした交雑個体も取り引きされるなか、系統だった繁殖管理が行われていないケースも確認されている。 ➤ コバタンなどでは飼育下繁殖個体の大半が亜種間雑種となっている状況のほか、CITES 附属書Ⅰ掲載種の交雑個体の販売例として、ミカヅキインコ×テンニョインコ、オオバタン×アオメキバタンの交雑個体が確認されている。 ➤ コスタリカなどでは、野外におけるインコ類の交雑個体の定着が報告されており、在来種との交配を通じて遺伝子汚染を引き起こす可能性等が懸念されている。
ハヤブサ目	➤ 競技用途（鷹狩り、トライアル競技等）に適した性質を得るため、CITES 登録繁殖施設等で繁殖した個体を親として、人工的に種間交雑が行われている。 ➤ シロハヤブサ×セイカーハヤブサ、シロハヤブサ×ラナーハヤブサ、ハヤブサ×コチョウゲンボウ、シロハヤブサ×ハヤブサなどの組合せが知られる。 ➤ 欧州連合の 6 カ国では、交雑猛禽類の鷹狩り使用が禁止されるなど、遺伝子汚染防止に向けた取組が既に進められている。

- 種の保存法では種の単位を超えた交雑個体等を規制対象としていない。

(2) 種の保存法における交雑個体の取引規制に係る現状と抽出された課題

- 種の保存法では種の単位を超えた交雑個体等を規制対象としていないが、現時点で、交雑個体の国内流通が原産地における希少種の生息等に大きな影響を与えている事例は確認されていないと認識している。
- 他方、違法に輸入した個体等であっても意図的に交雑させればその繁殖仔を国内で流通させることが可能になるため、原産地又は我が国における希少種の生息等に大きな影響を与える可能性について指摘されている。また、人為的に我が国に導入された種が在来種の生息等に大きな影響を与えているものとして、オオサンショウウオ属があり、これについては外来生物対策法による規制措置（令和6年7月より規制）が適当と考えられる。
- 今後、ア）種の保存を脅かす可能性がある交雑個体や、イ）原産地の野生下で安定した個体群の形成が報告された交雑個体などの特性を有する交雑個体が確認された場合には、適時に国内取引の規制の必要性を検討することが重要である。
- なお、規制の必要性があると判断された場合は、同法に基づく登録対象個体群(※)を参考にしつつ、規制に係る情報を公開することが必要となる。

<参考：登録対象個体群について>

- ワシントン条約では、同一の種であって、一部の地域個体群が附属書Ⅰに、別の一部の個体群が附属書Ⅰ以外（附属書Ⅱ等）に掲載されている種は「スプリット種」と呼ばれている。なお、附属書Ⅱ・Ⅲの掲載種については、輸出国の輸出許可書や原産地証明等があれば、商業目的での国際取引が可能である（条約第4条及び第5条）。
- 種の保存法では、「スプリット種」は「種」として国際希少野生動植物種に指定され、国内の譲渡し等が禁止されている一方で、附属書Ⅰ以外に掲載されている・附属書に掲載されていない地域の個体群については、別途、登録対象個体群（施行令別表第7）に指定し、法20条第1項に基づく個体等登録の対象とする（施行令第8条第3号ハ）ことで、譲渡し等の禁止の対象から除外している（法第12条第1項第6号）。
- これは、附属書Ⅱ・Ⅲの個体群や附属書に掲載されていない個体群であっても、流通が規制されている附属書Ⅰの個体群との判別ができず、附属書Ⅰの個体群について有効に商業取引を規制することができなくなるため、登録対象とすることにより、商業目的での取引が禁止されていない個体群であることが明確に確認できるようにするものである。

6. 種の保存法に基づく規制の監視について

(1) 販売・頒布につながる行為の規制強化と取引形態の変容

- 平成25年の法改正により、希少野生動植物種の個体等を販売又は頒布をする目的で「陳列」することと同等に譲渡し等につながる行為として、インターネット上又は紙媒体等で「広告」することも規制の対象とされた。
- 日本国内の物販系分野の BtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模のみならず、インターネットオークションやフリマサービス等、インターネットを用いて個人間で取引を行う CtoC の市場規模も拡大し続けている。
- さらに、広告掲示板、SNS などオンラインプラットフォームのサービスの多様化や、その利用者及び運営事業者のグローバル化が進み、仲介者を通じた取引等もある中で、追跡困難性や当事者の匿名性が高い取引が容易となっている。

(2) 取引監視に係る現状と抽出された課題

- オンライン取引が活発化する中で、消費者の利益保護や公正かつ自由な競争の確保、違法・有害情報の流通への対処等に向けて、プラットフォームに関係する法整備等が各府省庁によって進められている。
- オンライン上では違反疑義行為の当事者に対する直接的な違反对応は困難な場合が多い。
- 大手プラットフォーマーの中には、種の保存法の規制対象種等の取引を禁止し、監視を強化しているところがあるものの、偽名・隠語等により意図的に監視を回避するような事例もある。
 - ⇒ 効果的かつ効率的な監視に向けて、各府省庁によるプラットフォームに関係する法整備等の状況を踏まえつつ、各種プラットフォーマーなどを含め希少種の流通に関わる多様な主体との連携・意見交換・情報共有をより一層強化することが求められる。
 - ⇒ 具体的には、違反疑義行為に係る情報取得に向けた調査への協力に関する仕組みや、日本国籍でない者による広告や譲渡し等の違反对応のあり方等を検討する必要がある。
 - ⇒ また、とりわけ外国産の種（国際希少野生動植物種）については、同定が困難なものもあり有識者や学会、業界団体（ブリーダー、販売業者等）等と連携し、同定精度と信頼性の向上を図る必要がある。
 - ⇒ さらに、譲渡し等の禁止の適用が除外される個体がある種^(参考)であったり、一部の亜種のみ規制対象となっていたりする場合は、適法行為である旨を証する表示手法の明確化（捕獲許可証の掲出・掲載、許可番号の表示等）とともに、表示義務規定の必要性について検討する必要がある。

（参考）譲渡し等の禁止の適用が除外される個体について

例えば、鳥獣保護管理法や漁業法に基づき適法に捕獲等されたクマやクジラ等の個体等やその繁殖個体等、それらの器官や当該器官の加工品は、種の保存に支障を及ぼすおそれがないとして譲渡し等、陳列・広告が可能となる（詳細は下表を参照）。

ただし、捕獲等された個体別に許可証が発行されるわけではなく、ウミガメ類は皮や甲羅及びその加工品、クマ類は毛、皮及びその加工品も規制対象となっているところ、加工及び流通過程での適法捕獲由来に係る情報伝達が徹底される必要がある。なお、タイマイの加工品（剥製等）の年間登録数は2022年（144件）～2023年（114件）にかけて過去最多となっており、アオウミガメの加工品については増加傾向である。

適用除外	綱	目	科	和名	規制対象			
					個体	器官	加工品	加工品のうち環境省令で定める物品
漁業法に基づき適法採捕された個体等、当該個体から繁殖させた個体等	哺乳綱	くじら目	せみくじら科	ホッキョククジラ	○	—	—	—
				セミクジラ属	○	—	—	—
			ながすくじら科	シロナガスクジラ	○	—	—	—
				ザトウクジラ	○	—	—	—
			こくくじら科	コククジラ	○	—	—	—
			こせみくじら科	コセミクジラ	○	—	—	—
			ねずみいるか科	スナメリ	○	—	—	—
			あかぼうくじら科	ミナミツチクジラ	○	—	—	—
				トックリクジラ属	○	—	—	—
	爬虫綱	かめ目	うみがめ科	全種(タイマイ、アカウミガメ、アオウミガメ、ヒメウミガメなど)	○	※1	※2	履物、かばん、袋物、日用雑貨、楽器
			おさがめ科	オサガメ	○	皮	皮革製品	—
鳥獣法に基づき適法捕獲された個体等、当該個体から繁殖させた個体等	哺乳綱	食肉目	くま科	ヒグマ	○	毛、皮	毛皮製品、皮革製品	—
				アジアクロクマ(ツキノワグマ)	○	毛、皮	毛皮製品、皮革製品	—

※1 全形を保持した皮、全形を保持した甲羅が規制対象。全形を保持していない皮は規制対象外、全形を保持していない甲を譲渡し等する場合は特定国際種事業者の届出が必要

※2 全形を保持した皮革製品、全形を保持した甲製品が規制対象。全形を保持していない皮革製品は規制対象外、全形を保持していない甲製品を譲渡し等する場合は特定国際種事業者の届出が必要

IV 今後の方向性

（本日の議論も踏まえて追記）